

品質管理基準

平成23年10月以降

宮城県土木部

品質管理 目次

| | |
|--|----|
| 1. セメントコンクリート(転圧コンクリートコンクリートダム覆エココンクリート 吹付けコンクリートを除く) | 1 |
| 2. ガス圧接 | 3 |
| 3. 既製杭工 | 3 |
| 4. 下層路盤 | 4 |
| 5. 上層路盤 | 5 |
| 6. アスファルト安定処理路盤 | 7 |
| 7. セメント安定処理路盤 | 8 |
| 8. アスファルト舗装 | 9 |
| 9. 転圧コンクリート | 14 |
| 10. グースアスファルト舗装 | 15 |
| 11. 路床安定処理工 | 19 |
| 12. 表層安定処理工(表層混合処理) | 20 |
| 13. 固結工 | 20 |
| 14. アンカー工 | 20 |
| 15. 補強土壁工 | 21 |
| 16. 吹付工 | 21 |
| 17. 現場吹付法砕工 | 22 |
| 18. 河川海岸土工 | 23 |
| 19. 砂防土工 | 24 |
| 20. 道路土工 | 24 |
| 21. 捨石工 | 25 |
| 22. コンクリートダム | 25 |
| 23. 覆エココンクリート(NATM) | 27 |
| 24. 吹付けコンクリート(NATM) | 28 |
| 25. ロックボルト(NATM) | 30 |
| 26. 路上再生路盤工 | 30 |
| 27. 路上表層再生工 | 30 |
| 28. 排水性舗装工透水性舗装工 | 31 |
| 29. プラント再生舗装工 | 35 |
| 30. ガス切断工 | 35 |
| 31. 溶接工 | 35 |
| 32. 工場製作工(鋼橋用鋼材) | 37 |
| 33. リサイクル緑化工法(下水道汚泥利用基盤材) | 38 |
| 34. 植生基材吹付工(宮城県グリーン製品) | 38 |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|--|-----------------|--------------------------------------|--|--|---|---|--|---|--|
| 1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・灌工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） | 材料 | 必須 | アルカリ骨材反応対策 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国准環第35号、国空建第78号）」 | 同左 | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。 | | | |
| | | | その他 | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1-4 JIS A 5021 | 設計図書による。 | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 | | |
| | | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1-4 JIS A 5021 | 絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砂・砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については摘要を参照） | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 | JIS A 5005（コークト用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コークト用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コークト用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コークト用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4（コークト用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コークト用再生骨材） | |
| | | | | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121 JIS A 5005 | 40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下 | 工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。 | | |
| | | | | 骨材の微粒分量試験 | JIS A 1103 JIS A 5005 | 粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砂・砂およびスラグ骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下） | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上） | | |
| | | | | 砂の有機不純物試験 | JIS A 1105 | 標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。 | 工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。 | ・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。 | |
| | | | | モルタルの圧縮強度による砂の試験 | JIS A 1142 | 圧縮強度の90%以上 | 試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。 | | |
| | | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下 | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 | | |
| | | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122 JIS A 5005 | 細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下 | 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合 | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。 | |
| | | | | セメントの物理試験 | JIS R 5201 | JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント） | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | |
| | ポルトランドセメントの化学分析 | JIS R 5202 | JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント） | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | | | | |
| | 練混ぜ水の水質試験 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3 | 懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 | | | | |
| | | 回収水の場合： JIS A 5308付属書3 | 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 | その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。 | | | | |
| | 製造（プラント） | その他 | 計量設備の計量精度 | 水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 水和剤：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内 | 設計図書による。 | レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 | | | |
| | | | ミキサの練混ぜ性能試験 | パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 | コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スラブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | | |
| | | | 連続ミキサの場合： 土木学会規程JSCE-I 502 | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スラブ差：3cm以下 | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | | | | |
| | | | 粗骨材の表面水率試験 | JIS A 1111 | 設計図書による | 2回/日以上 | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。 | | |
| | | | 粗骨材の表面水率試験 | JIS A 1125 | 設計図書による | 1回/日以上 | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。 | | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | | | |
|-----------|------------|--------|---------------|--|--|--|---|-------------|--|---|--|
| 施工 | 必須 | | 塩化物総量規制 | 「コンクリートの耐久性向上」 | 原則0.3kg/m ³ 以下 | コンクリートの打設が午前と午後とにまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 | | | | |
| | | | 単位水量測定 | 「レディミキストコンクリートの品質確保について」 | 1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 | 100m ³ /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて1000~1500m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数が多い方を採用する。 | 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。 | | | | |
| | | | スランブ試験 | JIS A 1101 | スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランブ2.5cm：許容差±1.0cm (道路橋床版の場合) スランブ8cmを標準とする。 | ・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミキストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | | | | |
| | | | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1108 | 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値) | ・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとに1回 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき標準養生と現場養生の各6個(7・3本、28・3本)の計12個とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3本(3)を採取する。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | | | | |
| | | | 空気量測定 | JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128 | ±1.5% (許容差) | ・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | | | | |
| | | | コンクリートの曲げ強度試験 | JIS A 1106 | 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 | コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。 | | | | |
| | | | コアによる強度試験 | JIS A 1107 | 設計図書による。 | 品質に異常が認められた場合に行う。 | | | | | |
| | | | コンクリートの洗い分析試験 | JIS A 1112 | 設計図書による。 | 品質に異常が認められた場合に行う。 | | | | | |
| | | | 施工後試験 | 必須 | | ひび割れ調査 | スケールによる測定 | 0.2mm | 本数 総延長 最大ひび割れ幅等 | 高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く。)、内空断面積が2.5m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしひび割れの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)とし構造物本体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 | |
| | | | | | | テストハンマーによる強度推定調査 | JSCE-G 504 | 設計基準強度 | 鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日~91日の間に試験を行う。 | 高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただしひび割れの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。 | |
| コアによる強度試験 | JIS A 1107 | 設計基準強度 | | | | 所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。 | コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。 | | | | |
| 配筋状態及びかぶり | | 同左 | | | | 同左 | 同左 | | | | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|--------|--------|------|--------------------------------|---|--|---|--|---|-------|
| 2 ガス圧接 | 施工前試験 | 必須 | 外観検査 | <ul style="list-style-type: none"> ・目視 ・圧接面の研磨状況 ・たれ下がり ・焼き割れ ・折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） ・軸心の偏心 ・ふくらみ ・ふくらみの長さ ・圧接部のずれ 等 | <p>熱間押抜法以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ・ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ・ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ・ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ・著しいたれ下がり、折れ曲がりがない <p>熱間押抜法の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ・ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ・鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ・その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 | <p>鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 ・(1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 ・(2)SD490の鉄筋を圧接する場合 ・SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。 | | |
| | | | | | | | | | 施工後試験 |
| | | | | 超音波探傷検査 | JIS Z 3062 | <ul style="list-style-type: none"> ・各検査ロットごとに30箇所ランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上とのときはロットを不合格とする。 ・ただし、合格判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。 | <p>超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。抜取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。</p> | <p>規格値を外れた場合は、下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承諾を得て、補強筋（ラップ長の2倍以上）を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 ・圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。 | |
| | 3 既製杭工 | 材料 | 必須 | 外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭） | 目視 | 目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。 | 設計図書による。 | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | 鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験） | JIS Z 2343-1,2,3,4 | われ及び有害な欠陥がないこと。 | <p>原則として全溶接箇所で行う。但し、施工方法や施工順序等から全数の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。</p> | | |
| | | | | 鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験 | JIS Z 3104 | JIS Z 3104の3種以上 | <p>原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。（20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）</p> | | |
| | | その他 | | 鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験 | JIS Z 3060 | JIS Z 3060の3種以上 | <p>原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深掘し、その深掘長は30cm/1方向とする。（20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）</p> | <p>中掘工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることが出来る。</p> | |
| | | | 鋼管杭・コンクリート杭（根固め）水セメント比試験 | | 比量の測定 | 設計図書による。 | <p>試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、縦杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。</p> | | |
| | | | 鋼管杭・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験 | JIS A 1108 | セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 | 設計図書による。 | <p>供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、縦杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成した5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。</p> | 参考値：19.6Mpa | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--------|-----|------|--|--------------------------------------|---|--------------------------------------|---|-------------|
| 4 下層路盤 | 材料 | 必須 | 修正CBR試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-5 | 粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・20cm 東北地方・・・30cm その他の地方・・・40cm | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | JIS A 5001 表2参照 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 土の液性限界・塑性限界試験 | JIS A 1205 | 塑性指数PI：6以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 鉄鋼スラグの水浸膨張試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-16 | 1.5%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 道路用スラグの星色判定試験 | JIS A 5015 | 星色なし | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | その他 | | 再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | | | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|--------|----|------|---------------|--------------------|---|---|--|--|--|
| 施工 | 必須 | 現場 | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-191 | 最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 | 定期的又は随時(1,000m ² につき1個)。但し、1工事当たり3個以上。 | ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 | | |
| | | | ブルーフローリング | 舗装調査・試験法便覧 [4]-210 | | | ・全幅、全区間で実施する | ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 | |
| | | | 平板載荷試験 | JIS A 1215 | | | 1,000m ² につき2回の割で行う。 | ・セメントコンクリートの路盤に適用する。 | |
| | | | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | | | ・中規模以上の工事：異常が認められたとき。 | 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 | |
| | | | 土の液性限界・塑性限界試験 | JIS A 1205 | 塑性指数PI：6以下 | | ・中規模以上の工事：異常が認められたとき。 | 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 | |
| | | | 含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | | ・中規模以上の工事：異常が認められたとき。 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 | |
| 5 上層路盤 | 材料 | 必須 | 修正CBR試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-5 | 修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40で行った場合80%以上 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | | |
| | | | 鉄鋼スラグの修正CBR試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-5 | 修正CBR 80%以上 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | | |
| | | | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | JIS A 5001 表2参照 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | | |
| | | | 土の液性限界・塑性限界試験 | JIS A 1205 | 塑性指数PI：4以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|----|-----|------|----------------|---------------------------------|---------------|--------------------------------------|---|-------------|
| | | | 鉄鋼スラグの呈色判定試験 | JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10 | 呈色なし | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-16 | 1.5%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 鉄鋼スラグの軸圧縮試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-12 | 1.2Mpa以上(14日) | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 鉄鋼スラグの単位容積質量試験 | 舗装調査・試験法便覧 [2]-106 | 1.50kg/L以上 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | その他 | | 筋骨材のすりへり試験 | JIS A 1121 | 50%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|----|--------------|------|--------------------|--------------------|---|--------------------------------------|--|-------------|
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122 | 20%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | 施工 | 必須 | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-191 | 最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 | 定期的又は随時(1,000㎡につき1個)。但し、1工事当たり3個以上。 | ・締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 | |
| | | | 粒度(2.36mmフルイ) | 舗装調査・試験法便覧 [2]-14 | 2.36mmふるい：±15%以内 | ・中規模以上の工事：定期的又は随時(1回~2回/日) | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 粒度(75μmフルイ) | 舗装調査・試験法便覧 [2]-14 | 75μmふるい：±6%以内 | ・中規模以上の工事：定期的又は随時(1回~2回/日) | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | その他 | 平板載荷試験 | JIS A 1215 | | 1,000㎡につき2回の割で行う。 | セメントコンクリートの路盤に適用する。 | |
| | | | 土の液性限界・塑性限界試験 | JIS A 1205 | 塑性指数PI：4以下 | 観察により異常が認められたとき。 | | |
| | | | 含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | 観察により異常が認められたとき。 | | |
| 6 | アスファルト安定処理路盤 | | アスファルト舗装に準じる | | | | | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--------------|----|------|----------------|----------------------------------|---|--------------------------------------|---|-------------|
| 7 セメント安定処理路盤 | 材料 | 必須 | 一輪圧縮試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-38 | 下層路盤：一輪圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一輪圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 骨材の修正CBR試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-5 | 下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・アスファルト舗装に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 土の液性限界・塑性限界試験 | JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103 | 下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| 施工 | 必須 | | 粒度 (2.36mmふるい) | JIS A 1102 | 2.36mmふるい：±15%以内 | ・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回～2回/日) | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|------------|----|------|---------------|-----------------------------|--|--|--|-------------|
| | | | 粒度 (75 μmフルイ) | JIS A 1102 | 75 μmふるい: ±6%以内 | ・中規模以上の工事: 異常が認められたとき。 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤: 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-191 | 最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 | 定期的又は随時(1,000㎡につき1個)。但し、1工事当たり3個以上。 | ・締固め度は、10箇の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10箇の測定値が得られた場合は3箇の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3箇のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 | |
| | | | 含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | 観察により異常が認められたとき。 | | |
| | | | セメント量試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218 | ±1.2%以内 | ・中規模以上の工事: 異常が認められたとき(1-2回/日) | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 | |
| 8 アスファルト舗装 | 材料 | 必須 | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | JIS A 5001 表2参照 | ・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤: 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1110 | 表層・基層 表乾密度: 2.45g/cm3以上 吸水率: 3.0%以下 | ・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤: 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 粘土、粘土塊量: 0.25%以下 | ・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤: 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 粗骨材の形状試験 | 舗装調査・試験法便覧 [2]-45 | 細長、あるいは扁平な石片: 10%以下 | ・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤: 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|----|-----|------|--------------|-------------------|----------------|--|---|-------------|
| | | | ファイラーの粒度試験 | JIS A 5008 | 便覧 表3.3.17による。 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | ファイラーの水分試験 | JIS A 5008 | 4%以下 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | その他 | | ファイラーの塑性指数試験 | JIS A 1205 | 4以下 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | <ul style="list-style-type: none"> ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | ファイラーのフロー試験 | 舗装調査・試験法便覧 [2]-65 | 50%以下 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | <ul style="list-style-type: none"> ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | ファイラーの水浸膨張試験 | 舗装調査・試験法便覧 [2]-59 | 4%以下 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | <ul style="list-style-type: none"> ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|----|----|------|--------------------|-------------------|---|--------------------------------------|--|-------------|
| | | | ファイラーの剥離抵抗性試験 | 舗装調査・試験法便覧 [2]-61 | 1/4以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 製鋼スラグの水浸膨張性試験 | 舗装調査・試験法便覧 [2]-77 | 水浸膨張比：2.0%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 製鋼スラグの密度及び吸水率試験 | JIS A 1110 | SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 招骨材のすりへり試験 | JIS A 1121 | すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122 | 損失量：12%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 招骨材中の軟石量試験 | JIS A 1126 | 軟石量：5%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|----|----|------|-----------|--|---|--------------------------------------|---|-------------|
| | | | 針入度試験 | JIS K 2207 | 舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 軟化点試験 | JIS K 2207 | 舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 伸度試験 | JIS K 2207 | 舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | トルエン可溶分試験 | JIS K 2207 | 舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 引火点試験 | JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4 | 舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 薄膜加熱試験 | JIS K 2207 | 舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|----|------------|------|----------------|--------------------|---|--|--|-------------|
| | | | 蒸発後の針入度比試験 | JIS K 2207 | 舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 密度試験 | JIS K 2207 | 舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 高温動粘度試験 | 舗装調査・試験法便覧 [2]-180 | 舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | 60 | 粘度試験 | 舗装調査・試験法便覧 [2]-192 | 舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | タフネス・テナンティ試験 | 舗装調査・試験法便覧 [2]-244 | 舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | 必須 プラント | | 粒度 (2.36mmフルイ) | 舗装調査・試験法便覧 [2]-14 | 2.36mmふるい：±12%以内基準粒度 | ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|------------|-----|------|-----------------------|---------------------------|---|---|---|-------------|
| | | | 粒度 (75 μmフルイ) | 舗装調査・試験法便覧 [2]-14 | 75 μmふるい: ±5%以内基準粒度 | ・中規模以上の工事: 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤・施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | アスファルト量抽出粒度分析試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-238 | アスファルト量: ±0.9%以内 | ・中規模以上の工事: 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤・施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 温度測定 (アスファルト・骨材・混合物) | 温度計による。 | 配合設計で決定した混合温度。 | 随時 | | |
| | 必須 | 現場 | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧 [3]-91 | 基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。 | 定期的又は随時 (1,000㎡につき1個)。但し、1工事当たり3個以上。 | ・橋面舗装はコア採取しないAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 | |
| | | | 温度測定 (初期締固め前) | 温度計による。 | 110 以上 | 随時 | 測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)。 | |
| | | | 外観検査 (混合物) | 目視 | | 随時 | | |
| | その他 | | すべり抵抗試験 | 舗装調査・試験法便覧 [1]-84 | 設計図書による | 舗設面積毎200㎡毎に1回 | | |
| 9 転圧コンクリート | 必須 | 材料 | コンシステンシー試験 | | 舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値: 50秒 | 当初 | | |
| | | | マーシャル突き固め試験 | 転圧コンクリート舗装技術指針(案) いずれか1方法 | 舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率: 96% | 当初 | | |
| | | | ランマー突き固め試験 | | 舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率: 97% | 当初 | | |
| | | | 含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | 当初 | 含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむを得ない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが望ましい。 | |
| | | | コンクリートの曲げ強度試験 | JIS A 1106 | 設計図書による。 | 2回/日 (午前・午後)で、3本1組/回。 | | |
| | その他 | | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | 舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.20 | 細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。 | | |
| | | | 骨材の単位容積質量試験 | JIS A 1104 | 設計図書による。 | 細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。 | | |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109 JIS A 1110 | 設計図書による。 | 工事開始前、材料の変更時 | | |
| | | | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121 | 3%以下 積雪寒冷地25%以下 | 工事開始前、材料の変更時 | ホワイトベースに使用する場合: 40%以下 | |
| | | | 粗骨材中の軟石量試験 | JIS A 1126 | 軟石量: 5%以下 | 工事開始前、材料の変更時 | 観察で問題なければ省略できる。 | |
| | | | 砂の有機不純物試験 | JIS A 1105 | 標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。 | 工事開始前、材料の変更時 | ・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の70%圧縮強度による試験方法」による。 | |
| | | | モルタルの圧縮強度による砂の試験 | JIS A 5308の附属書3 | 圧縮強度の90%以上 | 試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。 | | |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下 | 工事開始前、材料の変更時 | 観察で問題なければ省略できる。 | |
| | | | 骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験 | JIS A 5308の附属書2 | 0.5%以下 | 工事開始前、材料の変更時 | | |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122 JIS A 5005 | 細骨材: 10%未満 粗骨材: 12%以下 | 工事開始前、材料の変更時 | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。 | |
| | | | セメントの物理試験 | JIS R 5201 | JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント) | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|------------|----------------|---------------|---|---|--|---|--|----------------------------------|--|
| | | | ポルトランドセメントの化学分析 | JIS R 5202 | JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント) | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | | |
| | | | 練混ぜ水の水質試験 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書3 | 懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性蒸発残渣物の量: 1g/l以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 | | |
| | | | 回収水の場合: JIS A 5308付属書3 | 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 | ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。 | | | |
| | 製造 (トランクリン) | その他 | 計量設備の計量精度 | | 水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内 | 設計図書による。 | | ・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 | |
| | | | ミキサの練混ぜ性能試験 | パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 | コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差: 10%以下 スラブ平均値からの差: 15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | | |
| | | | 連続ミキサの場合: 土木学会規準JSCE-1502 | コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スラブ差: 3cm以下 | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | | | | |
| | | | 細骨材の表面水率試験 | JIS A 1111 | 設計図書による | 2回/日以上 | レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。 | | |
| | | | 粗骨材の表面水率試験 | JIS A 1125 | 設計図書による | 1回/日以上 | レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。 | | |
| | | | 必須 | コンシステンシーVC試験 | | 修正VC値の±10秒 | 1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。 | | |
| | | | マースシャル突き固め試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-290 いずれか1方法 | 目標値の±1.5% | 1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。 | | | |
| ランマー突き固め試験 | | 目標値の±1.5% | 1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。 | | | | | | |
| 施工 | 必須 | コンクリートの曲げ強度試験 | JIS A 1106 | ・試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわらなければならない。 ・試験回数が7回未満となる場合は、1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上 | 2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。 | | | | |
| | | 温度測定(コンクリート) | 温度計による。 | | 2回/日(午前・午後)以上 | | | | |
| | | 現場密度の測定 | RI水分密度計 | 基準密度の95.5%以上。 | 40mに1回(横断方向に3箇所) | | | | |
| | | コアによる密度測定 | 舗装調査・試験法便覧[3]-300 | | 1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定 | | | | |
| | | 10 | グース アスファルト 舗装 | 材料 | 必須 | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | JIS A 5001 表2参照 | ・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前 |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|----|----|------|--------------|--------------------------|--|--------------------------------------|---|-------------|
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109 JIS A 1110 | 表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 粘土、粘土塊量：0.25%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 粗骨材の形状試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-45 | 細長、あるいは扁平な石片：10%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | ファイラーの粒度試験 | JIS A 5008 | 便覧3-3-17による。 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | ファイラーの水分試験 | JIS A 5008 | 1%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | その他 | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121 | 30%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|----|----|------|--------------------|------------|-----------------|--------------------------------------|---|-------------|
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122 | 損失量：12%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 粗骨材中の軟石量試験 | JIS A 1126 | 軟石量：5%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 針入度試験 | JIS K 2207 | 15 - 30(1/10mm) | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・規格値は、石油アスファルト(針入度20-40)にトリニグットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 軟化点試験 | JIS K 2207 | 58 - 68 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・規格値は、石油アスファルト(針入度20-40)にトリニグットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 伸度試験 | JIS K 2207 | 10cm以上(25) | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・規格値は、石油アスファルト(針入度20-40)にトリニグットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|----|------|------|---------------|--|--|--|---|-------------|
| | | | トルエン可溶分試験 | JIS K 2207 | 86～91% | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニグットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 引火点試験 | JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4 | 240 以上 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニグットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 蒸発質量変化率試験 | JIS K 2207 | 0.5%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニグットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 密度試験 | JIS K 2207 | 1.07～1.13g/cm ³ | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニグットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| 必須 | プラント | | 貫入試験40 | 舗装調査・試験法便覧 [3]-315 | 貫入量（40）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm | 配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。 | | |
| | | | リュエル流動性試験240 | 舗装調査・試験法便覧 [3]-320 | 3～20秒（目標値） | 配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。 | | |
| | | | ホイールトラッキング試験 | 舗装調査・試験法便覧 [3]-39 | 300以上 | 配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。 | | |
| | | | 曲げ試験 | 舗装調査・試験法便覧 [3]-69 | 破断ひずみ（-10、50mm/min）8.0×10 ⁻³ 以上 | 配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。 | | |
| | | | 粒度（2.36mmフルイ） | 舗装調査・試験法便覧 [2]-14 | 2.36mmふるい：±12%以内基準粒度 | ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | | | | | | | | | |
|----------------------|---------|------------|------------------------------------|---|--|--|--|-------------|------------|-------------|------|---|----|----|--|--|--|
| | | | 粒度 (75 μmフルイ) | 舗装調査・試験法便覧 [2]-14 | 75 μmふるい: ±5%以内基準粒度 | ・中規模以上の工事: 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤: 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの | | | | | | | | | | |
| | | | アスファルト量抽出粒度分析試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-238 | アスファルト量: ±0.9%以内 | ・中規模以上の工事: 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤: 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの | | | | | | | | | | |
| | | | 温度測定 (アスファルト・骨材・混合物) | 温度計による。 | アスファルト: 220 以下 石 粉: 常温 - 150 | 随時 | | | | | | | | | | | |
| | | 舗設現場 | 温度測定 (初期締固め前) | 温度計による。 | | 随時 | 測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回) | | | | | | | | | | |
| 11. 路床安定処理工 | 材料 | 必須 | 土の締固め試験 | JIS A 1210 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化したとき。 | | | | | | | | | | | |
| | | | CBR試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-155, [4]-158 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化したとき。 | | | | | | | | | | | |
| | 施工 | 必須 | 現場密度の測定 (右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。) | 最大粒径 53mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 または、 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案) | 最大乾燥密度の90%以上。 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 | 500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 | 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 | | | | | | | | | | |
| | | | | | <table border="1"> <tr> <td>面積 (m²)</td> <td>0 - 500</td> <td>500 - 1000</td> <td>1000 - 2000</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table> | | 面積 (m ²) | 0 - 500 | 500 - 1000 | 1000 - 2000 | 測定点数 | 5 | 10 | 15 | | | |
| 面積 (m ²) | 0 - 500 | 500 - 1000 | 1000 - 2000 | | | | | | | | | | | | | | |
| 測定点数 | 5 | 10 | 15 | | | | | | | | | | | | | | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | | |
|----------|----|------|---|---|---|--|---|--|----------------------|-----------------|
| | | | | 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」【TS編-GNSS編】による | 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。 | 1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とす2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 | | | | |
| | | | ブルーフローリング | 舗装調査・試験法便覧 [4]-210 | | 路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 | | ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 | | |
| | | | その他 | 平板載荷試験 | JIS A 1215 | | 延長40mにつき1箇所の割で行う。 | | ・セメントコンクリートの路盤に適用する。 | |
| | | | 現場CBR試験 | JIS A 1222 | 設計図書による。 | 各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。 | | | | |
| | | | 含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | 降雨後または含水比の変化が認められたとき。 | | | | |
| | | | たわみ量 | 舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンダールビ-A) | 設計図書による。 | ブルーフローリングでの不良箇所について実施 | | | | |
| | | | 12 表層安定処理工 (表層混合処理) | 材料 | その他 | 土の一軸圧縮試験 | JIS A 1216 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化したとき。 | 配合を定めるための試験である。 |
| | 施工 | 必須 | 現場密度の測定 右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。 | JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 | 最大乾燥密度の90%以上。 | 500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 | 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 | | | |
| | | | または、 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) | | 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 | 1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を表に示す。 | ・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 | | | |
| | | | 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」【TS編-GNSS編】による | | 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。 | 1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 | | | | |
| | | | ブルーフローリング | 舗装調査・試験法便覧 [4]-210 | | 路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 | ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 | | | |
| | | | その他 | 平板載荷試験 | JIS A 1215 | 各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。 | | | | |
| | | | 現場CBR試験 | JIS A 1222 | 設計図書による。 | 各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。 | | | | |
| | | | 含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | 降雨後または含水比の変化が認められたとき。 | | | | |
| | | | たわみ量 | 舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンダールビ-A) | 設計図書による。 | ブルーフローリングでの不良箇所について実施。 | | | | |
| 13 固結工 | 施工 | 必須 | 土の一軸圧縮試験 | JIS A 1216 | 各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの | 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上・中・下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を要している場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。 | | | | |
| 14 アンカー工 | 施工 | 必須 | モルタルの圧縮強度試験 | JIS A 1108 | 設計図書による。 | 2回(午前・午後)/日 | | | | |
| | | | モルタルのフロー値試験 | JIS R 5201 | 設計図書による。 | 繰りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。 | | | | |
| | | | 多サイクル確認試験 | グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000) | 設計アンカー力に対して十分に安全であること。 | ・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。 | 但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。 | | | |
| | | | 1サイクル確認試験 | グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000) | 設計アンカー力に対して十分に安全であること。 | ・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。 | 但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。 | | | |
| | | | その他の確認試験 | グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000) | 所定の緊張力が導入されていること。 | | ・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオンテスト 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。 | | | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | | | | | | | | |
|----------|----|------|-------------------------------|--|---|--|---|--|---------------------------|------|---|----|----|--|--|--|
| 15 補強土壁工 | 材料 | 必須 | 土の締固め試験 | JIS A 1210 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化時。 | | | | | | | | | | |
| | | | 外観検査(ストリップ、鋳製壁面材、コンクリート製壁面材等) | 補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。 | 同左 | 同左 | | | | | | | | | | |
| | | | コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験 | 補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。 | 同左 | 同左 | | | | | | | | | | |
| | 施工 | 必須 | その他 | 土の粒度試験 | 補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。 | 同左 | 設計図書による。 | | | | | | | | | |
| | | | | 現場密度の測定 右記試験方法(種類)のいずれかを実施する。 | 最大粒径 53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4] -185 | 最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。 | 500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 | 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 | | | | | | | | |
| | | | | または「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」 | 路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 | 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 | 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 | ・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 | | | | | | | | |
| | | | | 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」【TS編・GNSS編】による | 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。 | 1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 | | | | | | | | | | |
| | | | | <table border="1"> <tr> <td>面積 (m²)</td> <td>0 ~ 500</td> <td>500 ~ 1000</td> <td>1000 ~ 2000</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table> | | 面積 (m ²) | 0 ~ 500 | 500 ~ 1000 | 1000 ~ 2000 | 測定点数 | 5 | 10 | 15 | | | |
| | | | | 面積 (m ²) | 0 ~ 500 | 500 ~ 1000 | 1000 ~ 2000 | | | | | | | | | |
| | | | | 測定点数 | 5 | 10 | 15 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 吹付工 | 材料 | 必須 | アルカリ骨材反応対策 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国空港環第35号、国空建第78号)」 | 同左 | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。 | | | | | | | | | | |
| | | | その他 | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021 | 設計図書による。 | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 | | | | | | | | | |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021 | 絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については概要を参照) | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 | JIS A 5005 (コカイト用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コークイト用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コークイト用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コークイト用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コークイト用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コークイト用再生骨材H) | | | | | | | | | |
| | | | 骨材の微粒分量試験 | JIS A 1103 JIS A 5005 | 粗骨材: 1.0%以下 細骨材: コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下) | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上) | | | | | | | | | | |
| | | | 砂の有機不純物試験 | JIS A 1105 | 標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。 | 工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。 | ・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の砂の圧縮強度による試験方法」による。 | | | | | | | | | |
| | | | モルタルの圧縮強度による砂の試験 | JIS A 1142 | 圧縮強度の90%以上 | 試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。 | | | | | | | | | | |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下 | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 | | | | | | | | | | |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122 JIS A 5005 | 細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下 | 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合 | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。 | | | | | | | | | |
| | | | セメントの物理試験 | JIS R 5201 | JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント) | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | | | | | | | | | |
| | | | ポルトランドセメントの化学分析 | JIS R 5202 | JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント) | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | | | | | | | | | |
| | | | 凍結ぜ水の水質試験 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308 付属書3 | 懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 | | | | | | | | | |
| | | | | 回収水の場合: JIS A 5308 付属書3 | 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 | その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。 | | | | | | | | | |
| | | | 製造(プラ) | 必須 | 細骨材の表面水率試験 | JIS A 1111 | 設計図書による | 2回/日以上 | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。 | | | | | | | |
| | | | | | 粗骨材の表面水率試験 | JIS A 1125 | 設計図書による | 1回/日以上 | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。 | | | | | | | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|------------|-----|------|------------------------------|--|---|--|--|-------------|
| | その他 | その他 | 計量設備の計量精度 | | 水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内 | 設計図書による。 | ・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外 | |
| | | | ミキサの練混ぜ性能試験 | パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 | コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スラブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | |
| | | | 連続ミキサの場合： 土木学会規程JSCE-I502 | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スラブ差：3cm以下 | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | | | |
| 施工 | その他 | その他 | 塩化物総量規制 | 「コンクリートの耐久性向上」 | 原則0.3kg/m ³ 以下 | コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 | |
| | | | スラブ試験(モルタル除く) | JIS A 1101 | スラブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スラブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm | ・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150 ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | |
| | | | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1108 土木学会規程JSCE F561-1999 | 3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。 | 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | |
| | | | 空気量測定 | JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128 | ±1.5% (許容差) | ・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150 ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | |
| | | | コアによる強度試験 | JIS A 1107 | 設計図書による。 | 品質に異常が認められた場合に行う。 | | |
| 17 現場吹付法特工 | 材料 | 必須 | アルカリ骨材反応対策 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国土環境第35号、国土建第78号)」 | 同左 | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。 | | |
| | その他 | その他 | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1-4 JIS A 5021 | 設計図書による。 | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 | | |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1-4 JIS A 5021 | 絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については摘要を参照) | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 | JIS A 5005 (コーク用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コーク用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コーク用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コーク用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コーク用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コーク用再生骨材H) | |
| | | | 骨材の微粒分量試験 | JIS A 1103 JIS A 5005 | 粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下) | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上) | | |
| | | | 砂の有機不純物試験 | JIS A 1105 | 標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。 | 工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。 | ・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。 | |
| | | | モルタルの圧縮強度による砂の試験 | JIS A 1142 | 圧縮強度の90%以上 | 試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。 | | |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下 | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 | | |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122 JIS A 5005 | 細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下 | 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。 | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。 | |
| | | | セメントの物理試験 | JIS R 5201 | JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント) | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|------------|---------------|-----------------------------------|--|--|---|--|--|--|----------------------------------|
| | | | ポルトランドセメントの化学分析 | JIS R 5202 | JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント) | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | | |
| | | | 練混ぜ水の水質試験 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書3 | 懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。 | | |
| | | | 回収水の場合：JIS A 5308付属書3 | 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 | ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならぬ。 | | | |
| | 製造 | 必須 | | 細骨材の表面水率試験 | JIS A 1111 | 設計図書による | 2回/日以上 | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。 | |
| | | | | 粗骨材の表面水率試験 | JIS A 1125 | 設計図書による | 1回/日以上 | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。 | |
| | | その他 | | 計量設備の計量精度 | | 水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内 | 設計図書による。 | | ・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 |
| | | | | ミキサの練混ぜ性能試験 | パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 | コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | |
| | | | | 連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I 502 | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下 | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | | | |
| | | | | スランプ試験 (モルタル除く) | JIS A 1101 | スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm | ・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20-150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | |
| | 施工 | 必須 | | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005 | 設計図書による | 1回6本 吹付1日につき1回行う。 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて、午前1回コンクリート打設前に、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。 | ・参考値：18N/mm ² 以上(材令28日) ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | |
| 塩化物総量規制 | | | | 「コンクリートの耐久性向上」 | 原則0.3kg/m ³ 以下 | コンクリートの打設が午前と午後とにまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。 | | |
| その他 | | | 空気量測定 | JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128 | ±1.5% (許容差) | ・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20-150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | | |
| | | | ロックホルトの引抜き試験 | 参考資料「ロックホルトの引抜き試験」による | 引抜き耐力の80%程度以上。 | 設計図書による。 | | | |
| | | | コアによる強度試験 | JIS A 1107 | 設計図書による。 | 品質に異常が認められた場合に行う。 | | | |
| 18 河川・海岸土工 | | 材料 | 必須 | 土の締固め試験 | JIS A 1210 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 | | |
| | | | | その他 | 土の粒度試験 | JIS A 1204 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 | |
| | 土粒子の密度試験 | | | | JIS A 1202 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 | | |
| | 土の含水比試験 | | | | JIS A 1203 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 | | |
| | 土の液性限界・塑性限界試験 | | | | JIS A 1205 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 | | |
| | 土の一軸圧縮試験 | | | | JIS A 1216 | 設計図書による。 | 必要に応じて。 | | |
| | 土の三軸圧縮試験 | | | | 土質試験の方法と解説 | 設計図書による。 | 必要に応じて。 | | |
| | 土の圧密試験 | | | | JIS A 1217 | 設計図書による。 | 必要に応じて。 | | |
| | 土のせん断試験 | | | | 土質試験の方法と解説 | 設計図書による。 | 必要に応じて。 | | |
| | 土の透水試験 | | | JIS A 1218 | 設計図書による。 | 必要に応じて。 | | | |
| 施工 | 必須 | 現場密度の測定 右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。 | 最大粒径 53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185 | 最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。 | 築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 | ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 | | | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | | | | | | | | |
|----------------------|---------|------------|---|---|--|--|---|-------------|------------|-------------|------|---|----|----|---|--|
| | | | または、「R1計器を用いた盛土の締固め情報（案）」による。 | 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 | 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 | <table border="1"> <tr> <td>面積 (m²)</td> <td>0 ~ 500</td> <td>500 ~ 1000</td> <td>1000 ~ 2000</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table> | 面積 (m ²) | 0 ~ 500 | 500 ~ 1000 | 1000 ~ 2000 | 測定点数 | 5 | 10 | 15 | <ul style="list-style-type: none"> 最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 | |
| | | | 面積 (m ²) | 0 ~ 500 | 500 ~ 1000 | 1000 ~ 2000 | | | | | | | | | | |
| | | | 測定点数 | 5 | 10 | 15 | | | | | | | | | | |
| | | | 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」【TS編-GNSS編】による | 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。 | 1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 | | | | | | | | | | | |
| その他 | 土の含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | 含水比の変化が認められたとき。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | コーン指数の測定 | 舗装調査・試験法便覧 [1]-216 | 設計図書による。 | トラフィカビリティが悪いとき。 | | | | | | | | | | |
| 19 砂防土工 | 材料 | 必須 | 土の締固め試験 | JIS A 1210 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化時。 | | | | | | | | | | |
| | 施工 | 必須 | 現場密度の測定 右記試験方法（種類）のいずれかを実施する。 | 最大粒径 53mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 | 最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。 | 1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 | 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 | | | | | | | | | |
| | | | または、「R1計器を用いた盛土の締固め情報（案）」による。 | 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 | 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 | <table border="1"> <tr> <td>面積 (m²)</td> <td>0 ~ 500</td> <td>500 ~ 1000</td> <td>1000 ~ 2000</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table> | 面積 (m ²) | 0 ~ 500 | 500 ~ 1000 | 1000 ~ 2000 | 測定点数 | 5 | 10 | 15 | <ul style="list-style-type: none"> 最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 | |
| 面積 (m ²) | 0 ~ 500 | 500 ~ 1000 | 1000 ~ 2000 | | | | | | | | | | | | | |
| 測定点数 | 5 | 10 | 15 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」【TS編-GNSS編】による | 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。 | 1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 | | | | | | | | | | | |
| 20 道路土工 | 材料 | 必須 | 土の締固め試験 | JIS A 1210 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 但し、法面、路肩部の土量は除く。 | | | | | | | | | | |
| | | | CBR試験（路床） | JIS A 1211 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 （材料が岩砕の場合は除く） | | | | | | | | | | |
| | その他 | | 土の粒度試験 | JIS A 1204 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 | | | | | | | | | | |
| | | | 土粒子の密度試験 | JIS A 1202 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 | | | | | | | | | | |
| | | | 土の含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | ・路体：当初及び土質の変化した時。 ・路床：含水比の変化が認められた時。 | | | | | | | | | | |
| | | | 土の液性限界・塑性限界試験 | JIS A 1205 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 | | | | | | | | | | |
| | | | 土の一軸圧縮試験 | JIS A 1216 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 | | | | | | | | | | |
| | | | 土の三軸圧縮試験 | 土質試験の方法と解説 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 | | | | | | | | | | |
| | | | 土の圧密試験 | JIS A 1217 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 | | | | | | | | | | |
| | | | 土のせん断試験 | 土質試験の方法と解説 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 | | | | | | | | | | |
| | | | 土の透水試験 | JIS A 1218 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 | | | | | | | | | | |
| | 施工 | 必須 | 現場密度の測定 右記試験方法（種類）のいずれかを実施する。 | 最大粒径 53mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 | ・路体：最大乾燥密度の85%以上。 ・路床：最大乾燥密度の90%以上。 その他、設計図書による。 | 路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。但し、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 | 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 | | | | | | | | | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | | | | | | | | |
|-------------|----------|-------------------------------|--|---|--|--|---|---|------------|-------------|------|---|----|----|---|--|
| | | | または、 【1】計器を用いた盛土の締め管理要領（案）」 | 路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 | 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 | <table border="1"> <tr> <td>面積 (m²)</td> <td>0 ~ 500</td> <td>500 ~ 1000</td> <td>1000 ~ 2000</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table> | 面積 (m ²) | 0 ~ 500 | 500 ~ 1000 | 1000 ~ 2000 | 測定点数 | 5 | 10 | 15 | <ul style="list-style-type: none"> ・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 | |
| | | | 面積 (m ²) | 0 ~ 500 | 500 ~ 1000 | 1000 ~ 2000 | | | | | | | | | | |
| | | | 測定点数 | 5 | 10 | 15 | | | | | | | | | | |
| | | | ITS・GNSSを用いた盛土の締め情報情報化施工管理要領（案）」【TS編-GNSS編】による | 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。 | 1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 | | | | | | | | | | | |
| | | | ブルーフローリング | 舗装調査・試験法便覧 [4]-210 | | 路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。 | <ul style="list-style-type: none"> ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 | | | | | | | | | |
| | | | その他 | 平板載荷試験 | JIS A 1215 | | 各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・セメントコンクリートの路盤に適用する。 | | | | | | | | |
| | | | | 現場CBR試験 | JIS A 1222 | 設計図書による。 | 各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。 | | | | | | | | | |
| | | | | 含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | 降雨後又は、含水比の変化が認められたとき。 | | | | | | | | | |
| | コーン指数の測定 | 舗装調査・試験法便覧 [1]-216 | 設計図書による。 | トラフィックビリティが悪いとき。 | | | | | | | | | | | | |
| | たわみ量 | 舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゾールビ-A) | 設計図書による。 | ブルーフローリングでの不良箇所について実施 | | | | | | | | | | | | |
| 21 捨石工 | 施工 | 必須 | 岩石の見掛比重 | JIS A 5006 | 設計図書による。 | 原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。 | <ul style="list-style-type: none"> ・500m³以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： <ul style="list-style-type: none"> ・硬石：約2.7~2.5g/cm³ ・準硬石：約2.5~2g/cm³ ・軟石：約2g/cm³未満 | | | | | | | | | |
| | | | 岩石の吸水率 | JIS A 5006 | 設計図書による。 | 原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。 | <ul style="list-style-type: none"> ・500m³以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： <ul style="list-style-type: none"> ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上 | | | | | | | | | |
| | | | 岩石の圧縮強さ | JIS A 5006 | 設計図書による。 | 原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。 | <ul style="list-style-type: none"> ・500m³以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： <ul style="list-style-type: none"> ・硬石：4903N/cm²以上 ・準硬石：980.66N/cm²以上4903N/cm²未満 ・軟石：980.66N/cm²未満 | | | | | | | | | |
| | | | その他 | 岩石の形状 | JIS A 5006 | うすっぱらなもの、細長いものであってはならない。 | 5,000m ³ につき1回の割で行う。但し、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。 | 500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 | | | | | | | | |
| 22 コンクリートダム | 材料 | 必須 | アルカリ骨材反応対策 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国管技第112号、国環環第35号、国空建第78号）」 | 同左 | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。 | | | | | | | | | | |
| | | | その他 | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021 | 飽和密度：2.5以上 吸水率：2002年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。 | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 | <ul style="list-style-type: none"> JIS A 5005 (コークト用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コークト用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コークト用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コークト用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コークト用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コークト用再生骨材) | | | | | | | | |
| | | | | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021 | 設計図書による。 | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 | | | | | | | | | |
| | | | | セメントの物理試験 | JIS R 5201 | JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント) | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | | | | | | | | |
| | | | | ポルトランドセメントの化学分析 | JIS R 5202 | JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント) | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | | | | | | | | |
| | | | | 砂の有機不純物試験 | JIS A 1105 | 標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。 | 工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。 | <ul style="list-style-type: none"> ・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。 | | | | | | | | |
| | | | | モルタルの圧縮強度による砂の試験 | JIS A 1142 | 圧縮強度の90%以上 | 試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。 | | | | | | | | | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|------------|--|------------|--|--|---|--|---|-------------|
| | | | 骨材の微粒分量試験 | JIS A 1103 JIS A 5005 | 粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下） | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上） | | |
| | | | 粗骨材中の軟石量試験 | JIS A 1126 | 軟石量：5%以下 | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 | | |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下 | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 | | |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122 JIS A 5005 | 細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下 | 工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。 | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。 | |
| | | | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121 | 4%以下 | 工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。 | | |
| | | | 練混ぜ水の水質試験 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3 | 懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 | |
| | | | 回収水の場合： JIS A 5308付属書3 | 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 | ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。 | | |
| | | | 計量設備の計量精度 | その他 | 水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内 | 設計図書による。 | レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 | |
| | | | ミキサの練混ぜ性能試験 | パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 | コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スラブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | | |
| | | | 連続ミキサの場合： 土木学会規程JSCC-1502 | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スラブ差：3cm以下 | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | | | |
| 粗骨材の表面水率試験 | JIS A 1111 | 設計図書による | 2回/日以上 | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。 | | | | |
| 粗骨材の表面水率試験 | JIS A 1125 | 設計図書による | 1回/日以上 | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。 | | | | |
| 施工 | 必須 | 塩化物総量規制 | 「コンクリートの耐久性向上」 | 原則0.3kg/m ³ 以下 | コンクリートの打設が午前と午後とにまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCC-CS02.503）または設計図書の規定により行う。 | | |
| | | 単位水量測定 | 「レディーミクストコンクリートの品質確保について」 | 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 | 100m ³ /日以上の場合は、2回/日（午前1回、午後1回）、または建造物の重要度と工事の規模に応じて100 - 150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数が多い方を採用する。 | 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm - 25mmの場合は17.5kg/m ³ 、40mmの場合は16.5kg/m ³ を基本とする。 | | |
| | | スラブ試験 | JIS A 1101 | スラブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スラブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm | ・荷卸し時 ・1回/日または建造物の重要度と工事の規模の応じて20 - 150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | | |
| 空気量測定 | JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128 | ±1.5%（許容差） | ・荷卸し時 1回/日または建造物の重要度と工事の規模に応じて20 - 150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | | | | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|-------------------|-----|-----------|--------------------|--|---|--|---|----------------------------|--|
| | | | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1108 | (a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。 | 1回3ヶ 1.ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2-3時間に1回の割合で行う。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができ。 | | |
| | | | 温度測定(気温・コンクリート) | | 温度計による。 | | 1回供試体作成時各ブロック打ち込み開始時終了時。 | | |
| | | | コンクリートの単位容積質量試験 | JIS A 1116 | 設計図書による。 | | 1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。 | 参考値：2.31/m ³ 以上 | |
| | | | コンクリートの洗い分析試験 | JIS A 1112 | 設計図書による。 | | 1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。 | | |
| | | | コンクリートのブリージング試験 | JIS A 1123 | 設計図書による。 | | 1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。 | | |
| | | | コンクリートの引張強度試験 | JIS A 1113 | 設計図書による。 | | 1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。 | | |
| | | | コンクリートの曲げ強度試験 | JIS A 1106 | 設計図書による。 | | 1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。 | | |
| 23 補工コンクリート(NATU) | 材料 | 必須 | アルカリ骨材反応対策 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」 | 同左 | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。 | | | |
| | | | その他 | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1-4 JIS A 5021 | 設計図書による。 | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 | | |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1-4 JIS A 5021 | 絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については適用を参照) | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 | JIS A 5005 (コークト用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コークト用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コークト用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コークト用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コークト用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コークト用再生骨材H) | | |
| | | | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121 JIS A 5005 | 40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下 | 工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。 | | | |
| | | | 骨材の微粒分量試験 | JIS A 1103 JIS A 5005 | 粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下) | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上) | | | |
| | | | 砂の有機不純物試験 | JIS A 1105 | 標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。 | 工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。 | ・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の1kg圧縮強度による試験方法」による。 | | |
| | | | モルタルの圧縮強度による砂の試験 | JIS A 1142 | 圧縮強度の90%以上 | 試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。 | | | |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下 | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 | | | |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122 JIS A 5005 | 細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下 | 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。 | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。 | | |
| | | | セメントの物理試験 | JIS R 5201 | JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント) | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | | |
| | | | ポルトランドセメントの化学分析 | JIS R 5202 | JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント) | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | | |
| | | | 練混ぜ水の水質試験 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書3 | 懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 | | |
| | | | | 回収水の場合：JIS A 5308付属書3 | 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 | その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。 | | |
| 製造(ト) | その他 | 計量設備の計量精度 | | 水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和剤：±3%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内 | 設計図書による。 | レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 | | | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--------------------|----|------|-------------------------------|---|---|---|---|-------------|
| 施工 | 必須 | | ミキサの練混ぜ性能試験 | パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 | コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | |
| | | | 連続ミキサの場合： 土木学会規程JSCE-I 502 | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下 | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | | | |
| | | | 細骨材の表面水率試験 | JIS A 1111 | 設計図書による | 2回/日以上 | レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。 | |
| | | | 粗骨材の表面水率試験 | JIS A 1125 | 設計図書による | 1回/日以上 | レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。 | |
| | | | スランプ試験 | JIS A 1101 | スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm | ・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | |
| | | | 単位水量測定 | 「レディーミキストコンクリートの品質確保について」 | 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 | 100m ³ /日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。 | 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は17.5kg/m ³ 、40mmの場合は16.5kg/m ³ を基本とする。 | |
| | | | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1108 | 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値) | ・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6本（7・··3本、28··3本）とする。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | |
| | | | 塩化物総量規制 | 「コンクリートの耐久性向上」 | 原則0.3kg/m ³ 以下 | コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 | |
| | | | 空気量測定 | JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128 | ±1.5% (許容差) | ・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | |
| | | その他 | | コアによる強度試験 | JIS A 1107 | 設計図書による。 | 品質に異常が認められた場合に行う。 | |
| | | | コンクリートの洗い分析試験 | JIS A 1112 | 設計図書による。 | 1回 品質に異常が認められた場合に行う。 | | |
| 24 吹付けコンクリート(NATM) | 必須 | 材料 | アルカリ骨材反応対策 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」 | 同左 | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。 | | |
| | | | その他 | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | 設計図書による。 | 細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 | |
| | | | 骨材の単位容積質量試験 | JIS A 1104 | 設計図書による。 | 細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 | | |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109 JIS A 1110 | 絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 | 細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 | | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | | |
|----|----|---------------|------------------------------------|--|---|---|--|---|---|--|
| | | | 骨材の微粒分量試験 | JIS A 1103 | 粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下） | 細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 | | | | |
| | | | 砂の有機不純物試験 | JIS A 1105 | 標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。 | 細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 | ・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の試験方法」による。 | | | |
| | | | モルタルの圧縮強度による砂の試験 | JIS A 1142 | 圧縮強度の90%以上 | 試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。 | | | | |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下 | 細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 | | | | |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122 | 細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下 | 細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。 | | | |
| | | | 粗骨材の粒形判定実績率試験 | JIS A 5005 | 55%以上 | 粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 | | | | |
| | | | セメントの物理試験 | JIS R 5201 | JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント） | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | | | |
| | | | ポルトランドセメントの化学分析 | JIS R 5202 | JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント） | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | | | |
| | | | 練混ぜ水の水質試験 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3 | 懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 | | | |
| | | | | 回収水の場合： JIS A 5308付属書3 | 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 | ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。 | | | |
| | | | 製造（トランクルン） | その他 | 計量設備の計量精度 | | 水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和剤：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内 | 設計図書による。 | ・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 | |
| | | | | | ミキサの練混ぜ性能試験 | パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 | コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差5%以下 | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 | |
| | | | | | | 連続ミキサの場合： 土木学会規程JSCE-I 502 | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下 | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | | |
| | | | | | 細骨材の表面水率試験 | JIS A 1111 | 設計図書による | 2回/日以上 | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。 | |
| | | | | | 粗骨材の表面水率試験 | JIS A 1125 | 設計図書による | 1回/日以上。 | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。 | |
| 施工 | 必須 | 塩化物総量規制 | | | 「コンクリートの耐久性向上」 | 原則0.3kg/m ³ 以下 | コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502.503）または設計図書の規定により行う。 | | |
| | | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1108 土木学会規程JSCE F561-2005 | 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値） | トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日（2×3=6供試体）なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（7…3本、28…3本、）とする。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 | | | | |
| | | その他 | スランプ試験 | JIS A 1101 | スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm | ・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工場の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 | | | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------------|--|---|---|---|---------------|
| | | | 空気量測定 | JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128 | ±1.5% (許容差) | ・荷卸し時 1回 / 日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20 - 150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 | |
| | | | コアによる強度試験 | JIS A 1107 | 設計図書による。 | 品質に異常が認められた場合に行う。 | | |
| 25 ロックボルト (NATM) | 材料 | その他 | 外観検査 (ロックボルト) | ・目視 ・寸法計測 | 設計図書による。 | 材質は製造会社の試験による。 | | |
| | | | 必須 | モルタルの圧縮強度試験 | JIS A 1108 | 設計図書による。 | 1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回 | |
| | | | モルタルのフロー値試験 | JIS R 5201 | 設計図書による。 | 1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回 | | |
| | | | ロックボルトの引抜き試験 | 参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による | | 掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う (ただし、坑口部では両側壁各1本)。 | | |
| 26 路上再生路盤工 | 材料 | 必須 | 修正CBR試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-5 | 修正CBR20%以上 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満 (コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 土の粒度試験 | JIS A 1204 | 舗装再生便覧参照参照表表-4.7 路上再生路盤骨材の望ましい粒度範囲による | 当初及び材料の変化時 | | |
| | | | 土の含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | 当初及び材料の変化時 | | |
| | | | 土の液性限界・塑性限界試験 | JIS A 1205 | 塑性指数PI：9以下 | 当初及び材料の変化時 | | |
| | | | その他 | セメントの物理試験 | JIS R 5201 | JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント) | 工事開始前、工事中1回/月以上 | |
| | | | ポルトランドセメントの化学分析 | JIS R 5202 | JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント) | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | |
| | | | 必須 | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-191 | 基準密度の93%以上。 | 1,000m ² に1回 | |
| | | | 土の一軸圧縮試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-68 | 設計図書による。 | 当初及び材料の変化時 | | |
| | | | CAEの一軸圧縮試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-69 | 設計図書による。 | 当初及び材料の変化時 | CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。 | |
| | | | 含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | 1~2回 / 日 | | |
| 27 路上表層再生工 | 材料 | 必須 | 旧アスファルト針入度 | JIS K 2207 | | 当初及び材料の変化時 | 十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。 | |
| | | | 旧アスファルトの軟化点 | JIS K 2207 | | 当初及び材料の変化時 | 十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。 | |
| | | | 既設表層混合物の密度試験 | 舗装調査・試験法便覧 [3]-91 | | 当初及び材料の変化時 | 十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。 | |
| | | | 既設表層混合物の最大比重試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-229 | | 当初及び材料の変化時 | 十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。 | |
| | | | 既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-238 | | 当初及び材料の変化時 | 十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。 | |
| | | | 既設表層混合物のふるい分け試験 | 舗装調査・試験法便覧 [2]-14 | | 当初及び材料の変化時 | 十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。 | |
| | | | 新規アスファルト混合物 | 「アスファルト舗装」に準じる。 | 同左 | 当初及び材料の変化時 | | |
| | | | 必須 | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧 [3]-91 | 96%以上 | 1,000m ² につき1個 | 空隙率による管理でもよい。 |
| | | | 温度測定 | 温度計による。 | 110 以上 | 随時 | 測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回) | |
| | | | かきほぐし深さ | 「舗装再生便覧」付録-8に準じる。 | -0.7cm以内 | 1,000m ² 毎 | | |
| その他 | 粒度 (2.36mmフルイ) | 舗装調査・試験法便覧 [2]-14 | 2.36mmふるい：±12%以内 | 適宜 | 目標値を設定した場合のみ実施する。 | | | |
| 粒度 (75µmフルイ) | 舗装調査・試験法便覧 [2]-14 | 75µmふるい：±5%以内 | 適宜 | 目標値を設定した場合のみ実施する。 | | | | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|------------------|----|------|-----------------|--------------------------|--|--------------------------------------|---|-------------|
| | | | アスファルト量抽出粒度分析試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-238 | アスファルト量：±0.9%以内 | 適宜 | 目標値を設定した場合のみ実施する。 | |
| 28 排水性舗装工・透水性舗装工 | 材料 | 必須 | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | 「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m3以上、1000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109 JIS A 1110 | 砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m3以上、1000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 粘土、粘土塊量：0.25%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m3以上、1000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 粗骨材の形状試験 | 舗装調査・試験法便覧 [2]-45 | 細長、あるいは扁平な石片：10%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m3以上、1000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | フィラーの粒度試験 | JIS A 5008 | 「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m3以上、1000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | フィラーの水分試験 | JIS A 5008 | 1%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m3以上、1000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|----|-----|------|--------------------|-------------------|-----------------------|--------------------------------------|--|-------------|
| | その他 | | ファイラーの塑性指数試験 | JIS A 1205 | 4以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | ファイラーのフロー試験 | 舗装調査・試験法便覧 [2]-65 | 50%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 製鋼スラグの水浸膨張性試験 | 舗装調査・試験法便覧 [2]-77 | 水浸膨張比：2.0%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121 | 砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122 | 損失量：12%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 粗骨材中の軟石量試験 | JIS A 1126 | 軟石量：5%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|----|----|------|------------|--|---------------|--------------------------------------|--|-------------|
| | | | 針入度試験 | JIS K 2207 | 40(1/10mm) 以上 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 軟化点試験 | JIS K 2207 | 80.0 以上 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 伸度試験 | JIS K 2207 | 50cm以上 (15) | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 引火点試験 | JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4 | 260 以上 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 薄膜加熱質量変化率 | JIS K 2207 | 0.6%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 薄膜加熱針入度残留率 | JIS K 2207 | 65%以上 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|----|-----|------|---------------------|--------------------|---|--|---|-------------|
| | | | タフネス・テナシティ試験 | 舗装調査・試験法便覧 [2]-244 | タフネス：20N・m | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m3以上、1000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 密度試験 | JIS K 2207 | | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m3以上、1000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | 必須 | ブランド | 粒度(2.36mmフルイ) | 舗装調査・試験法便覧 [2]-14 | 2.36mmふるい：±12%以内基準粒度 | ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1-2回/日 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m3以上、1000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 粒度(75μmフルイ) | 舗装調査・試験法便覧 [2]-14 | 75μmふるい：±5%以内基準粒度 | ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1-2回/日 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m3以上、1000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | アスファルト量抽出粒度分析試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-238 | アスファルト量：±0.9%以内 | ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1-2回/日 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m3以上、1000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 温度測定(アスファルト・骨材・混合物) | 温度計による。 | 配合設計で決定した混合温度。 | 随時 | | |
| | その他 | | ホイールトラッキング試験 | 舗装調査・試験法便覧 [3]-39 | 設計図書による。 | 設計図書による。 | アスファルト混合物の耐流動性の確認 | |
| | | | ラベリング試験 | 舗装調査・試験法便覧 [3]-17 | 設計図書による。 | 設計図書による。 | アスファルト混合物の耐磨耗性の確認 | |
| | | | カンタブロ試験 | 舗装調査・試験法便覧 [3]-111 | 設計図書による。 | 設計図書による。 | アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認 | |
| | 必須 | 舗装現場 | 温度測定(初期締固め前) | 温度計による。 | 140-160 | 随時 | 測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回) | |
| | | | 現場透水試験 | 舗装調査・試験法便覧 [1]-122 | X ₁₀ 1000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上(歩道箇所) | | 1,000m ² ごと。 | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|----|-----------|------|------------------------|---------------------------------|--|---|---|-------------|
| | | | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧 [3]-97 | 基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。 | ・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000㎡につき1個）。但し、1工事当たり3個以上。 ・中規模以上の工事とは、管理図を画いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 密説：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | | |
| | | | 外観検査（混合物） | 目視 | | 随時 | | |
| 29 | プラント再生舗装工 | 材料 | 再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度 | 舗装調査・試験法便覧 [2]-14 | | 再生骨材使用量500tごとに1回。 | | |
| | | | 再生骨材 旧アスファルト含有量 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-238 | 3.8%以上 | 再生骨材使用量500tごとに1回。 | | |
| | | | 再生骨材 旧アスファルト針入度 | マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法 | 20(1/10mm)以上(25) | 再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。 | | |
| | | | 再生骨材 洗い試験で失われる量 | 舗装再生便覧 | 5%以下 | 再生骨材使用量500tごとに1回。 | 洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめる。 | |
| | | | 再生アスファルト混合物 | JIS K 2207 | JIS K 2207石油アスファルト規格 | 2回以上及び材料の変化 | | |
| | | プラント | 必須 粒度（2.36mmふるい） | 舗装調査・試験法便覧 [2]-14 | 2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。 | 抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数 | | |
| | | | 粒度（75μmふるい） | 舗装調査・試験法便覧 [2]-14 | 75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。 | 抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数 | | |
| | | | 再生アスファルト量 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-238 | アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.8.5による。 | 抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数 | | |
| | | その他 | 水浸ホイールトラッキング試験 | 舗装調査・試験法便覧 [3]-57 | 設計図書による。 | 同左 | 耐水性の確認 | |
| | | | ホイールトラッキング試験 | 舗装調査・試験法便覧 [3]-39 | 設計図書による。 | 同左 | 耐流動性の確認 | |
| | | | ラベリング試験 | 舗装調査・試験法便覧 [3]-17 | 設計図書による。 | 同左 | 耐磨耗性の確認 | |
| | | 舗装現場 | 外観検査（混合物） | 目視 | | 随時 | | |
| | | | 温度測定（初期締固め前） | 温度計による。 | | 随時 | 測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回） | |
| | | | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧 [3]-91 | 基準密度の94%以上。 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 | ・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000㎡につき1個）。但し、1工事当たり3個以上。 | | |
| 30 | ガス切断工 | 施工 | 必須 表面粗さ | 目視 | 主要部材：50μmRy以下 二次部材：100μmRy以下 | | 表面あらさは、JIS B 0601に規定する表面の粗度をあらわし、50μmRyとは表面あらさ50/1000mmの凸凹を示す。 | |
| | | | ノッチ深さ | ・目視 ・計測 | 主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下 | | ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。 | |
| | | | スラッグ | 目視 | 塊状のスラッグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。 | | | |
| | | | 上縁の溶け | 目視 | わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。 | | | |
| | | その他 | 平面度 | 目視 | 設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく） | | | |
| | | | ベベル精度 | 計測器による計測 | 設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく） | | | |
| | | | 真直度 | 計測器による計測 | 設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく） | | | |
| 31 | 溶接工 | 施工 | 必須 引張試験：開先溶接 | JIS Z 2241 | 引張強さが母材の規格値以上。 | 試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2 | ・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工試験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 | |

平成23年度 品質管理基準

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|----|----|------|----------------------------------|-------------------|---|---|---|-------------|
| | | | 型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接 | JIS Z 3122 | 亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。 | 試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2 | ・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 | |
| | | | 衝撃試験：開先溶接 | JIS Z 2242 | 溶接全層および溶接熱影響部で母材の規格値以上（それぞれ3個の平均）。 | 試験片の形状：JIS Z 2242 4号 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3 | ・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 | |
| | | | マクロ試験：開先溶接 | JIS G 0553に準じる。 | 欠陥があってはならない。 | 試験片の個数：1 | ・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 | |
| | | | 非破壊試験：開先溶接 | JIS Z 3104 | 引張側：2類以上 圧縮側：3類以上 | 試験片の個数：試験片継手全長 | ・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 | |
| | | | マクロ試験：すみ肉溶接 | JIS G 0553に準じる。 | 欠陥があってはならない。 | 試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」鋼橋編17.4.4溶接 図-17.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1 | ・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 | |
| | | | 引張試験：スタッド溶接 | JIS Z 2241 | 道路橋示方書・同解説による | 試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3 | なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。 | |
| | | | 曲げ試験：スタッド溶接 | JIS Z 3145 | 溶接部に亀裂を生じてはならない。 | 試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3 | なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。 | |
| | | | 突合せ継手の内部欠陥に対する検査 | JIS Z 3104 | 引張側：2類以上 圧縮側：3類以上 | RTの場合はJIS Z 3104による。 UTの場合はJIS Z 3060による。 | 「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」による継手の設計を行っている場合は、疲労強度等級の条件によること。（等級に応じて、内部寸法の規格値は3mm以下あるいは、板厚/6mm以下となる。） | |
| | | | 外観形状検査（割れ） | ・目視 | あってはならない | 検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷法または浸透液探傷法を用いる。 | | |
| | | | 外観形状検査（ビード表面のビッド） | ・目視 ・ノギス等による計測 | 主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、かど継手には、ビード表面にビッドがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容するものとする。ただし、ビッドの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。 | 検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。 | | |
| | | | 外観形状検査（ビード表面の凹凸） | ・目視 ・ノギス等による計測 | ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。 | 検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。 | | |
| | | | 外観形状検査（余盛高さ） | ・目視 ・ノギス等による計測 | 道路橋示方書・同解説による | 検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。 | | |
| | | | 外観形状検査（すみ肉溶接サイズ） | ・目視 ・ノギス等による計測 | すみ肉溶接のサイズおよびの厚は、指定すみ肉サイズおよびの厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズおよびの厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。 | 検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。 | | |
| | | | 外観形状検査（アンダーカット） | ・目視 ・ノギス等による計測 | アンダーカットの深さは、0.5mm以下でなければならない。 | 検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。 | | |
| | | | 外観形状検査（オーバーラップ） | ・目視 ・ノギス等による計測 | あってはならない。 | 検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。 | | |
| | | | 外観形状検査（アークスタッド） | ・目視 ・ノギス等による計測 | ・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラックおよびスラグ巻き込み：あってはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、クラインター仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）をこえてはならない。 | 検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。 | | |

平成23年度 品質管理基準

| 工 種 | 種 別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘 要 | 試験成績表等による確認 |
|---------------------|-----|------|-----------------------------------|--------|--------------------|--|---|-------------|
| | | その他 | ハンマー打撃試験 | ハンマー打撃 | われなどの欠陥を生じないものを合格。 | 外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数、外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。 | ・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。 | |
| 32 工場製作工 (鋼橋用鋼材) | 材料 | 必須 | 外観・規格 (主部材) | 現物照合 | | 現物とミルシートの整合性が確認できること規格、品質がミルシートで確認できること。 | | |
| | | | 機械試験 (JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材) | 帳票確認 | JISによる | JISによる | 試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。 | |
| | | | 外観検査 (付属部材) | 目視及び計測 | JISによる | JISによる | | |

| 工 種 | 種 別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘 要 | 試験成績表等による確認 |
|--------------------------|-----|------|--|---|--|---|-----|-------------|
| 33 リサイクル緑化工法(下水道汚泥利用基盤材) | 材料 | 必須 | 下水汚泥発酵肥料に含まれる有害化学物質の含有量(割合) | 肥料分析法等 | ひ素0.005%以下、水銀0.0002%以下、クロム0.05%以下、カドミウム0.0005%以下、ニッケル0.03%以下、鉛0.01%以下 | 工事開始前及び産地が変わった場合において、過去1年以内に行われた試験成績表の写しを監督職員あて提出して確認を受けること | | ○ |
| | | | 下水汚泥発酵肥料のその他の制限事項 | 肥料分析法等 | 有機物の含有率(乾物)35%以上、炭素窒素比(C/N)20以下、PH8.5以下、水分50%以下、窒素全量0.8%以上、りん酸全量(P205)(現物)1.0%以上、アルカリ分(現物)15%以下 | | | |
| | | | 下水汚泥発酵肥料の土壌汚染に係る環境基準に基づく溶出試験 | 環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準の定めによる | 環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準に適合すること | | | |
| | | | 下水汚泥発酵肥料の原料である下水汚泥とキルン灰の金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の定めによる | 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)の別表第一の基準に適合すること | | | | |
| 34 厚層基材吹付工(宮城県リサイクル製品) | 材料 | 必須 | パークたい肥の制限事項 | 肥料分析法等 | 有機物の含有率(乾物)70%以上、炭素窒素比(C/N)35以下、陽イオン交換容量[CEC](乾物)70meq/100g以上、PH5.5~7.5、水分55~65%、窒素全量(N)(現物)0.5%以上、りん酸全量(P205)(現物)0.2%以上、加里全量(現物)0.1%以上、幼植物試験の結果(生育阻害その他異常が認められない) | 工事開始前及び産地が変わった場合において、過去1年以内に行われた試験成績表の写しを監督職員あて提出して確認を受けること | | ○ |
| | | | 土壌汚染に係る環境基準に基づく溶出試験 | 環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準の定めによる | 環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準に適合すること | | | |